

# 坂東市教育振興基本計画（案）



坂東市教育委員会



## 目次

### はじめに

### 坂東市教育振興基本計画の基本的事項

1 教育振興基本計画策定の位置付け及び趣旨	1
2 教育振興基本計画の構成	2
3 教育振興基本計画の対象期間	3

### 第1章 基本的な生活習慣と豊かな人間性の育成

(1) 基本的生活習慣の確立（坂東市の5つの約束）	4
(2) 学校・家庭・地域の連携強化と家庭の教育力の向上	5
(3) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の一貫した教育の推進	7
(4) 郷土教育・道徳教育・立腰教育の推進	8
(5) 野外体験活動や積極的なボランティア活動の推進	10

### 第2章 学力の習得と活用力の育成

(1) 確かな学力（基礎学力・応用力）を育む教育の推進	11
(2) 英語教育・国際理解教育の推進	12
(3) ICT教育の推進	13
(4) キャリア教育の推進（職業観・勤労観の育成）	15
(5) 今日的な学習の推進 (主権者教育、環境教育、食育、健康教育、薬物乱用防止等に関する教育)	16

### 第3章 生涯学習と芸術・文化、スポーツ活動の推進

(1) 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり	18
(2) 芸術文化活動の推進と文化財の保存・活用	20
(3) 体力づくりと生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり	24

### 第4章 安心して学べる教育環境づくりの推進

(1) 学校の適正規模・適正配置の推進	27
(2) 教員の資質の向上、教員のサポート体制の充実	29
(3) 特別支援教育の推進	31
(4) 魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	32
(5) 学校関係施設の整備及び充実	33

# はじめに

## 坂東市教育振興基本計画の基本的事項

### 1 教育振興基本計画の位置づけ及び趣旨

平成18年に改正された教育基本法において、第17条に、①国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び施策について基本的な計画を定めなければならないこと、②地方公共団体は、国の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに追加されました。

この規定に基づき、国は、平成20年7月に教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、目指すべき施策などについて示しました。

茨城県においては、社会の変化や直面している教育課題等を踏まえつつ、教育目標の具現化を目指し、第11次となる新しい教育計画である「いばらき教育プラン」が平成28年4月に策定されました。

本市においては、国や県の動向を踏まえ、第1次教育振興基本計画を平成23年度に策定し、坂東市の教育施策に関する基本的な計画として、平成24年度から29年度まで取り組んできました。

新たに策定した第2次教育振興基本計画では、これまでの経験をもとに、新たに5年間に向けての見直しを図るとともに、平成28年に策定した「坂東市教育に関する大綱」の具現化のための計画として位置づけています。

さらに、本計画は坂東市未来ビジョン（坂東市総合計画）に示された方針と整合性を図り、坂東市の教育を一層充実させるため、今後における中期的な取り組みの考え方を示すものです。

※教育基本法（平成18年法律第120号）第17条  
(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 教育振興基本計画の構成

坂東市教育振興基本計画は、先述のとおり国の教育振興基本計画をはじめ、いばらき教育プラン、坂東市未来ビジョン（坂東市総合計画）、坂東市教育に関する大綱の内容に基づき、教育施策に関する基本計画として策定しています。

本市の教育に関する基本方針である「坂東市教育に関する大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるものであり、新たに策定された茨城県総合計画及びいばらき教育プランの目標や政策展開の基本方向に統一性をもたせ、本市と県との教育政策における連動性、整合性を図り策定されています。

また、この教育大綱は本市における教育に対する政策及び考え方の根幹をなすものであることから、本振興計画は教育大綱の内容に基づいて検討を行い、策定をしています。

### ※坂東市教育に関する大綱

平成27年12月に策定し、計画期間は平成28年度からおおむね5年間とされています。

基本理念は、「たくましく生き抜く力を育み、未来を担う人づくり」を目指して～「坂東市に生まれてよかった」、「坂東市で教育を受けてよかった」、「坂東市で学び続けたい」と誰もが思える「教育のまち坂東」～であり、坂東市の教育に関する基本理念となっています。

坂東市未来ビジョン  
(坂東市総合計画)

坂東市教育に関する  
大綱

## 教育振興基本計画

いばらき教育プラン

教育振興基本計画  
(国)

### 3 教育振興基本計画の対象期間

本計画は平成30年度を初年度、平成34年度を目標年度とする5年間の基本計画です。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行うこととしています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度					
本計画	策 定	坂東市教育振興基本計画 (平成30年度～平成34年度)									
関 連 計 画	市：坂東市未来ビジョン（坂東市総合計画） (平成29年度～平成49年度)										
	県：いばらき教育プラン (平成28年度～平成32年度)										
	国：教育振興基本計画 (平成30年度～平成34年度)										

# 第1章 基本的な生活習慣と豊かな人間性の育成

幼児期からの教育を通して、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、豊かな情操や道徳心を育み、「坂東市に生まれてよかった」と思えるような、人として豊かな人生を送ることができる基礎となる力を育てます。

## （1）基本的生活習慣の確立（坂東市の5つの約束）

### （現状と課題）

- ・坂東市では児童生徒の基本的生活習慣の確立を目指し、平成27年度から「①あいさつをする」、「②呼ばれたら『はい』と返事をする」、「③脱いだ履物をそろえる」、「④時間を守る」、「⑤背筋を伸ばして座る」の5項目を「坂東市の5つの約束」と定め、市立幼稚園、小・中学校において取り組んでいます。
- ・更なる基本的生活習慣の確立を目指すためには、学校における指導のほか、家庭や地域の協力を得ることが必要不可欠となります。

### （目標）

- ・今後更なる事業の推進を図るために、家庭、地域への周知を進めます。園や学校からの連絡だけではなく、行政関係各課との連携を密にして周知を図ります。

### （施策）

#### ○学校・家庭・地域への理解の推進

事業推進のために、市立幼稚園や小・中学校はもちろんのこと、各家庭や地域への更なる周知に努めます。（指）

##### ◎坂東市の5つの約束

- ①あいさつをする
- ②呼ばれたら『はい』と返事をする
- ③脱いだ履物をそろえる
- ④時間を守る
- ⑤背筋を伸ばして座る



## （2）学校・家庭・地域の連携強化と家庭の教育力の向上

### （現状と課題）

- ・計画訪問の際に、各校から学校経営の方針やそれに基づく取組の中で、「学校・家庭・地域の連携」について、各校の実情に応じた指導・助言を行っています。  
家庭の教育力については、家庭との連携強化による児童・生徒の問題行動等の解消に努める必要があります。
- ・家族形態の変化や地域住民関係の希薄化、また経済的問題等により、不登校、児童虐待、経済的困難などの様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難な家庭が増加しています。支援の手を差し伸べるためにも、早期の段階での発見とともに、地域の人々や行政等が連携・協働し、家庭教育力の向上に努める必要があります。

### （目標）

- ・関係各課と連携を図り、「学校・家庭・地域との連携強化」に努めるとともに、「家庭の教育力の向上」の取組を支援します。
- ・家庭や保護者の不安や悩みに寄り添い、早期の段階から家庭教育を支援していくことで家庭教育力の向上を図ります。

### （施策）

#### ○三か月児健康診断における家庭教育学級

子育て早期の段階から3歳児までに必要な親の関わり方について講話を行います。

#### ○就学時健康診断における家庭教育学級

茨城県の家庭教育ブック等を活用し、小学校入学に向けた児童及び保護者の心構えや準備について講話を行います。

#### ○保育園、幼稚園、小・中学校全てにおける家庭教育学級の開講

市内全ての保育園、幼稚園、小・中学校を訪問し、子育てに関する価値観の共有化を、講話を通して伝えます。

## ○企業での家庭教育学級の開催

特に男性の子育てに関わることの重要性を伝えるために企業を訪問し、家庭教育学級講話を行います。

## ○訪問型家庭教育支援事業の実施

不登校児童生徒をもつ家庭に寄り添い、思いや悩みを傾聴し、関係機関との連携を図ることにより、家庭環境の改善とともに児童生徒が安定した生活に戻れるよう支援します。



【成長時期に応じた家庭教育刊行物（茨城県発行）】



【保護者を対象とした家庭教育学級の実施】

### (3) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の一貫した教育の推進

#### (現状と課題)

- ・坂東市では、全小・中学校で「坂東市魅力ある学校づくり推進事業」に取り組んでおり、小学1年生から中学3年生までの義務教育9年間の連続性を大切にし、中学校区単位での小・中学校の連携を推進しています。
- ・平成28年度には、茨城県の「いばらき教育プラン（平成28年度～平成32年度）」に示されている「就学前教育の充実」を受け、公立の幼稚園長、こども園長と小学校長を対象とした研修会を実施し、幼稚園・小学校の連携を進めました。
- ・幼稚園から高等学校までの一貫した教育については、更に充実、強化していく必要があります。

#### (目標)

- ・市立幼稚園、小・中学校で行っている「坂東市の5つの約束」などをはじめとした事業について、幼稚園から高等学校まで一貫して推進していくとともに、事業等の実施を通して連携の強化を図っていきます。

#### (施策)

##### ○学校連携による学力向上と横断的な事業の実施

市内の小・中学校における連携強化により、学びの連続性を大切にした学力向上を図るとともに、幼稚園・高校を含めた連携事業の実施に努めます。



【小学生・中学生・高校生合同によるあいさつ・声かけ運動】

#### （4）郷土教育・道徳教育・立腰教育の推進

##### （現状と課題）

- ・全ての小・中学校を対象に実施している計画訪問において、郷土教育・道徳教育・立腰教育の充実について指導・助言を行っています。
- ・道徳の時間が「特別の教科 道徳」として全面実施される時期が、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度と目前に迫っています。国や県の動向を注視し、道徳の教科化を確実に進めることが必要となっています。
- ・坂東市には様々な史跡があるものの、その歴史的背景に興味をもち、探究しようとする児童・生徒はまだまだ少ないとから、平将門に代表される歴史ある坂東市への興味・関心を高め、郷土への誇りと、今後の発展に寄与できる子供たちの育成が課題となっています。

##### （目標）

- ・道徳の教科化が、各学校において確実に実施されるように、学校の実態に応じた指導・助言及び相談を行っていきます。
- ・坂東市の歴史や魅力に興味をもち、「ふるさと坂東」を大切にする意識を高めます。



【計画訪問の様子】

## (施策)

- 「特別の教科 道徳」の実施に向けたフォローワーク体制の確立  
道徳の時間が「特別の教科 道徳」として確実に実施されるように、各学校へのフォローワーク体制の確立に努めます。
- 「いばらきっ子郷土検定」の実施  
11月の「いばらき教育月間」の中で、市内統一日に中学校において、いばらきっ子郷土検定を実施し、県大会への代表校を選出します。実施に当たっては、事前に茨城県や坂東の歴史を振り返る問題を実施するなど準備期間を設け、地域に対する興味関心を高めます。
- 市内史跡等の修繕及び管理、展示方法の改善  
市内の貴重な史跡等の案内の充実や見学者の増加に向け、環境整備や展示方法の工夫、情報発信に努めます。



【木造将門坐像（県指定文化財）】

## ※立腰教育とは

立腰は哲学者である森信三によって提唱されました。「腰骨を立てて背筋を伸ばして座る姿勢」のことであり、森信三は「腰骨を立て姿勢をよくすること」が心を立てることにつながることを説きました。

立腰教育は、幼年期から姿勢を良くし、心を落ち着かせ、自分の身の回り自分で行うことができる目的として各地で取り組まれています。

## （5）野外体験活動や積極的なボランティア活動の推進

### （現状と課題）

- ・高校生会「むぎの会」は市内在住・在学する高校生をもって組織し、市主催事業にも積極的に参加するほか、ボランティア活動を行っています。次代を担う青少年の健全育成のために、青少年の自主的な活動を育む機会を設けることが必要となっています。しかしながらメンバーの減少により活動の縮小がみられるため、メンバー確保のためのPR活動が必要です。
- ・生涯学習課では市内の中学生を対象にボランティアを募集し、実施しています。夏休みを利用し、介護施設や図書館でのボランティア活動、市内におけるイベントのボランティア等、積極的に派遣を行っています。これらの活動を通して、異年齢の交流や奉仕活動の大切さを学んでいます。
- ・ボランティア活動への参加希望生徒の中には、部活や学校行事との兼ね合いで参加が難しいといった生徒も少なくありません。このため、ボランティア活動が可能となる更なる場所及び機会の確保が必要となっています。

### （目標）

- ・ボランティア活動の場所や時間の充実、また受入側の理解や協力を求めていきます。活動を通して、挨拶や時間を守ることなどの基本的生活習慣の確立、奉仕の心を育む、自発性や公共性を学ぶことも目指します。

### （施策）

#### ○ボランティア活動の地域への理解の推進

活動の充実のために、地域の関係団体と積極的な連携をとり、ボランティア活動の増加を図ります。

#### ○中学生、高校生によるボランティア活動企画

生徒が市内行事等の運営に関わるなど、様々な人とのふれあいや体験を通して、社会貢献の大切さについて学ぶ機会を設けます。

## 第2章 学力の習得と活用力の育成

子供たちの基礎的な知識や技能の定着と判断力及び行動力を育む教育を推進するとともに、英語教育や最先端のＩＣＴ機器を推進するなど「坂東市で教育を受けてよかったです」と思えるような、未来の坂東市の発展に貢献できる人材や国際社会で活躍できる人材を育てます。

### （1）確かな学力（基礎学力・応用力）を育む教育の推進

#### （現状と課題）

- ・坂東市では児童・生徒に確かな学力を育むために、平成26年度から小学1年生から中学3年生までを対象とした坂東市総合学力調査の年2回実施をはじめ、小学6年生と中学1年生を対象としたサマースクールの実施、各学校へのプリント教材や映像教材の提供を行っています。
- ・児童・生徒の確かな学力の育成に必要となる教員の授業力を向上させるため、先進地への教育視察を行っています。
- ・基礎学力や応用力を図る一つの目安である全国学力・学習状況調査では小学校は全国平均並みとなっていますが、中学校では全国の平均正答率を下回る学校も見られます。

#### （目標）

- ・今後、更に確かな学力の育成を推進するため、学校の実態に応じた指導・助言を行うとともに、各学校の効果的な取組を共有する場を設けます。

#### （施策）

##### ○学力向上に関する取組の推進

各種調査やテストの結果分析を基盤とした学力向上に関する取組計画の作成、実施及び補充学習や研修会の開催を通して、児童生徒の学力向上の推進に努めます。

## （2）英語教育・国際理解教育の推進

### （現状と課題）

- ・学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から検定教科書を用いた外国語活動、外国語科がスタートします。外国語活動は小学校中学年において「聞く」・「話す」を中心に年間35時間実施するものであり、外国語科は小学校高学年において「聞く」・「話す」に「読む」・「書く」を加え、年間70時間実施するものです。

本市では平成28年度から小学校において教育特例校措置をとり、特別な教育課程を編成し、小学校1年生から4年生までは週1回（年間35時間）、小学校5・6年生は週2回（年間70時間）国の動向に先がけ英語活動に取り組んでいます。外国語指導助手（ALT）を活用することで英語活動に対する興味・関心を高め、英語を通して新しい文化に触れる等国際理解教育を推進しています。

- ・小学校では英語に触れることを基本として、学級担任と外国語指導助手とのチームティーチングによる音声を中心とした授業を行っていますが、学級担任主導の授業となるようシフトしていく必要があります。
- ・中学校では小学校で培った素地を生かし、よりコミュニケーション能力を高めることが求められますが、現時点において小・中学校の接続を生かした学習活動が不十分であり、今後小・中学校間での連携強化に努める必要があります。

### （目標）

- ・今後更なる英語教育の推進を図るためにには、小・中学校の接続を円滑にすることが必要不可欠です。互いの学習活動を理解し、連続性のある9年間の英語活動を進めていくことを目指し取り組みます。

### （施策）

#### ○英語教育・国際理解教育の充実

児童・生徒の英語活動への更なる興味・関心が高まるように、英語宿泊研修の実施をはじめとした魅力ある研修会の開催や教育現場のサポート等事業の充実を進めるとともに、これらの事業を通じて児童・生徒の興味や関心を高め、国際理解や学習意欲の向上を図ります。

### (3) ICT教育の推進

#### (現状と課題)

- ・ICT教育の推進について、学習指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしています。このため、ICT環境の整備を行い教育の情報化を推進していくことが急務になっています。併せて、学校業務についても情報化を推進することで、業務の効率化を進めることができます。

本市においては、文科省が示す第2期教育振興基本計画における目標をおおむね達成している状況です。これまでに校務支援システムやデジタル教科書、無線LAN、大型提示装置を普通教室と特別教室に整備し、授業を担任する教員に1人1台の指導者用タブレット型パソコンを導入しました。また、平成29年度にはパソコン教室の学習者用コンピュータの入替えに伴い、さらにタブレット型パソコンの導入を進め、情報化の推進に取り組んでいます。

- ・坂東市では、大型テレビを活用した授業が多く展開されています。大型テレビの活用により児童・生徒の興味・関心及び理解を促すことができています。

また、少数ではありますが、平成28年度に教職員に配置されたパソコンのタブレット部分を、授業に活用している教員も増えています。

- ・ICTを授業の中で効果的に活用する方法等の習得については、教職員各個人の創意工夫に任されている状況となっており、今後の課題となっています。

#### (目標)

- ・坂東市教育研究会の情報教育研究部と連携し、授業の中でICTを効果的に活用した学習指導の在り方について研修を深め、児童生徒の学力向上に取り組みます。

- ・文部科学省では、平成32年度学習指導要領の実施に向けて、電子黒板・1人1台の可動式PC・無線LAN・個人フォルダを全ての自治体において早急に整備する必要があるとしています。本市においてもこの目標基準の達成に向けての取組を進めます。

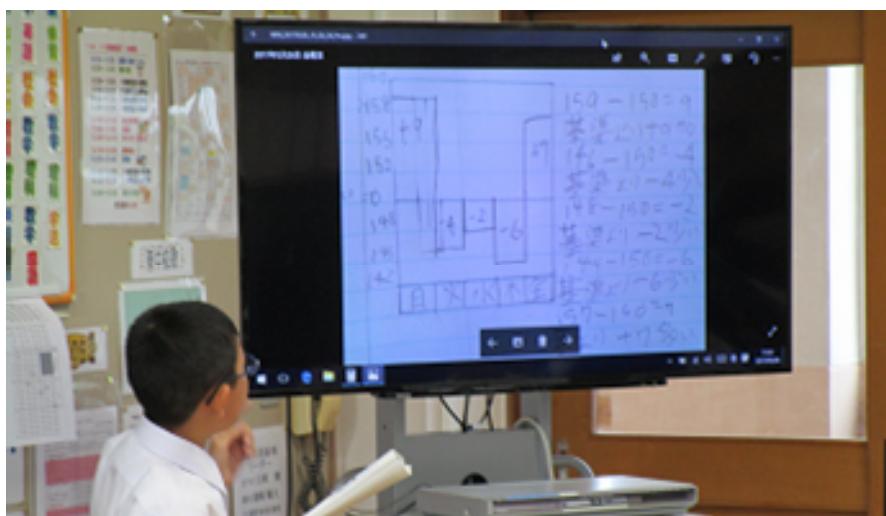
## (施策)

### ○関係団体及び課との連携の推進

教員一人一人が、授業の中での効果的なICTの活用方法を習得することができるよう、関係機関との更なる連携に努めます。

### ○次代に向けたICT教育の環境整備

ICT機器については処理能力の向上等、日々刻々と進歩を遂げており、今後さらに便利な機器の登場が予想されます。児童・生徒や教員が、ICTを活用した情報の収集、表現、処理、創造、発信、伝達といった学習活動がさらに容易となるように、ICT環境の向上と整備に努めます。



【大型モニター、タブレットを使用した授業の実施】

#### （4）キャリア教育の推進（職業観・勤労観の育成）

##### （現状と課題）

- ・計画訪問の際に、「キャリア教育の推進」について情報把握に努め、学校の実情に応じて指導・助言を行っています。
- ・市内中学校ではキャリア教育の一環として、高等学校体験入学や職場体験、大学や企業を訪れるなど、将来の夢や希望を抱くための活動を行っています。将来、日本の未来を担う子供たちには、社会で生き抜く力が必要となることから、自己有用感を高め、より自主的・自発的な行動で自らの道を切り開く子供たちの育成が課題となっています。

##### （目標）

- ・児童・生徒が将来の夢や希望を持てるように、関係機関と連携を図り、キャリア教育の推進に努めます。
- ・将来の社会的自立や職業的自立の基盤となる資質や能力の向上を目指し、学校教育におけるキャリア教育のサポート体制を強化します。

##### （施策）

###### ○関係機関との連携の推進

教員一人一人が、キャリア教育の重要性を認識し、効果的に推進することができるよう、関係機関との更なる連携に努めます。

###### ○職場体験実施可能事業所のリストアップ

主に中学校で実施している職場体験に伴い、体験可能な事業所の新たな発掘や協力依頼を関係機関と連携して行います。

###### ○キャリア教育に伴う講師派遣

市内保幼小中学校の要請に伴い、発達段階に応じたキャリア教育の講師を関係機関と連携し、派遣します。

## (5) 今日的な学習の推進

(主権者教育、環境教育、食育、健康教育、薬物乱用防止等に関する教育)

### (現状と課題)

・今日では、基礎的な学力に加え、社会において個性を發揮し、様々な場面において柔軟に対応できる人材が求められています。このような人材を育成するためには、基礎学力のほか、現代において必要となる「今日的な学習」を推進し、現代を生き抜く力を育んでいくことが必要となります。

今日的な学習の実施においては、定められた学習課程以外の限られた時間の中で、現代に必要とされる知識やスキルを的確に捉え、個の能力として応用できるための教育が必要となります。

必要となる知識やスキルは日々刻々と変化し、また全てを学習するには膨大な時間と量がかかることから、先見性を重視し、かつ、生徒の負担とならないよう取捨選択を行い、関係機関と連携を図りながら効率よく実施していくことが課題となっています。

・学校給食においては食育を推進し、児童・生徒の健康管理と栄養バランスを考慮した給食の提供や、多くの農産物を生産している坂東市では、可能な限り坂東市産又は茨城県産の地元食材を使用した給食を提供できるように地産地消に取り組んでいます。

・今日の食生活をめぐる環境の変化に応じて、さらに食に関心を持ち、食に関する様々な知識と、食を選択する判断力が身に付くようになることが必要です。

また、地元の食材を使った郷土食の継承が重要です。

### (目標)

・基礎的な学力のほか、児童・生徒が現代社会において必要となる知識や、今後必要とされる能力・スキル等を把握し、行政と教育現場の相互理解のもと、市の教育に反映します。

・食育を推進し、食に関心を持ち、食についての正しい理解が深まるように、各学校での栄養指導に取り組みます。

## (施策)

### ○次代に必要とされる教育の推進

時代の変化とともに必要とされる能力、スキルも変化することから、新たに必要とされる教育を取り入れ、次代を担う人材育成を推進します。

### ○主権者教育の推進

各個人が主権者であり、個人の意思決定が社会において必要であるとともに、誰もが社会に必要な「かけがえのない存在である」ことの自覚を促すため、子ども議会等の開催を通じて、主権者教育の推進に努めます。



【坂東市中学生子ども議会の開催】

### ○健康教育

学校教育法に定められた健康診断のほか、児童生徒が生涯を通して健やかな生活を送ることができるよう、各種感染症や生活習慣病等の予防に努めます。

また、今後増えると予測される生活習慣病などについても、がん教育をはじめとした健康教育の推進などを実施し、健康に対する意識の高揚に努めます。

### ○学校給食の充実と給食費における段階的無償化の実施

学校活動での活力のもととなるよう、一層配慮した給食の提供に努めるとともに、栄養教諭の専門性を生かした指導により、望ましい食習慣を養い、好ましい人間関係を構築することに努めます。

また、給食費の段階的無償化の実施により、教育費負担の軽減に努めます。

## 第3章 生涯学習と芸術・文化、スポーツ活動の推進

市民の誰もが、生涯にわたり学び、生涯にわたり芸術や文化、スポーツに親しむことができ、「坂東市で学び続けたい」と思えるような環境を整備します。

### （1）生涯にわたり学び続けることができる環境づくり

#### （現状と課題）

- ・近年、少子高齢化の進展とともに、余暇時間の過ごし方や個人の価値観が多様化し、市民の生涯学習に関する要望が多岐にわたり、複雑化しています。このような要望に応じて、市民の活動を促進するための学習機会や情報の提供とともに、指導者の育成等を積極的に講じることが重要となっています。
- ・公民館では、岩井公民館、猿島公民館を中心に、市民の趣味と生きがいづくり、仲間づくりを目的とした講座を開設するほか、公民館まつりの開催などの学習成果の発表の場づくりや、施設利用の促進を図っています。しかしながら、近年、公民館講座の受講生数が減少傾向にあり、若い世代の受講が少ない状況にあります。公民館講座受講生及び指導者の高齢化を解消するため、幅広い年齢層で、誰もが受講しやすい新規講座、教室の開設を検討し、学習活動の拡充を図ることが課題となっています。

#### （目標）

- ・市民に、趣味と生きがいづくりを目的に、楽しみながら学べるふれあいの場を提供するため、幅広く市民が参加できるように事業内容を充実させるとともに、市民の多様な交流活動を支援し、機会の拡大を図ります。
- ・公民館講座受講生及び公民館を利用する各種サークルの日頃の学習成果の発表、展示する場を提供し、参加住民に生涯学習の楽しさを啓発することを目的とした公民館まつりを開催します。併せて、安心して学べるふれあいの場を提供するための環境整備に取り組みます。

## (施策)

### ○社会教育推進事業

市民一人一人が、生きがいのある充実した生活を送れるように学習内容及び体制の整備等学習環境の充実に努め、生涯学習の普及振興を図ります。(生涯)

### ○公民館講座の充実

幅広い年齢層で、誰もが受講しやすい公民館講座を開設し、公民館活動の活性化を図ります。

### ○公民館まつり

日頃の学習の成果を発表する場を提供するとともに、参加者相互の交流を推進します。

### ○自主クラブの育成支援

定期講座修了生が自主的に活動を継続するサークルへの移行を支援します。また、施設の積極的活用を推進します。

### ○公民館施設整備事業

安心して学べるふれあいの場を提供するための環境整備に取り組みます。



【坂東市作品展】

## （2）芸術文化活動の推進と文化財の保存・活用

### （現状と課題）

・坂東市には妙安寺に所蔵されている国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」をはじめとして、77件もの文化財が指定を受けています。また、旧大塚酒造群の建物である主屋と本蔵が国登録有形文化財となっています。

このように本市には様々な文化財があるものの市民の認知度は低く、うまく活用ができていない現状となっています。

また、無形文化財の保護について、神田囃子や猿島ばやしといった郷土芸能の後継者育成も今後の課題となっています。

・資料館では、郷土の歴史や文化の紹介、優れた芸術作品の展示等、常設展・企画展を通して、芸術文化活動の推進を図っています。また、天体望遠鏡を利用した天体講座等を開催し、科学への関心の醸成に努めています。

一方で、地域の各種施設と連携した施策の推進や、市民ニーズの多様化・専門化に的確に対応できる体制の整備が必要となっています。また、施設の計画的な維持補修が必要となっています。

・図書館では、生涯学習拠点の一つとして市民ニーズに沿った図書資料の収集と提供、サービスの多様化に努めています。更なる読書活動の活性化を図るため、近隣図書館や各種施設との連携及び市民協働を推進していく必要があります。

一方で、情報技術革新への対応や施設の計画的な維持補修が必要となっています。

・市民の音楽、文化活動に関する関心は特定分野に集まりがちになっていますが、探究心は旺盛で、今後も活動は活発に展開されていくことが予想されます。

・坂東市民音楽ホールは音楽文化の情報発信、活動拠点となっています。音楽ホールでは市民団体が開催する演奏会をはじめ、各種コンサートや音楽祭を開催するなど、様々な音楽文化を発信することにより、芸術・文化活動を促進しています。

・今後も継続的に多様な音楽文化を発信し、様々な分野での活発な活動、育成を進めることができます。

〈国・県・市指定文化財〉

平成29年4月1日現在

種類	有形文化財							民俗文化財	記念物	合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	考古資料	歴史資料			
国		1								1
県	3	2	5	3	1			2	1	1
市	6	3	24			12	2	1		10
計	9	6	29	3	1	12	2	3	1	11
										77



【香取神社本殿（県指定文化財）】

## (目標)

- ・文化財の所有者及び管理者、そして地域住民において、文化財愛護に関する意識の高揚を図ります。

また、坂東市の歴史に興味をもち、郷土を愛する心を育み、郷土芸能に取り組む後継者の育成を進めます。

- ・資料館では、展示会及び調査研究のより一層の充実に努めるとともに、地域の各種施設とのネットワーク化を推進し、新たに芸術文化に触れる機会を創設します。また、施設の計画的な維持管理を進めます。

- ・図書館では、各種施設との連携及び市民協働を推進するとともに、情報技術革新の進展に合わせた多様的なサービスの提供を進めます。また、市民の学習ニーズに的確に対応するとともに、施設の計画的な維持管理を進めます。

- ・様々な音楽文化を提供し、未来を担う子供たちが多様な興味、関心をもって成長できる音楽文化環境を整えていきます。

また、世代を超えて交流できる場を提供し、市民全体で共有できる音楽芸術・文化を促進します。

## (施策)

### ○文化財の活用と保護

文化財保護審議会及び文化財所有者・管理者と文化財の効果的な活用（市内文化財の限定展示など）について協議を進めるとともに、文化財の適切な修繕を実施します。

また、文化財防火データに合わせた文化財防火訓練を実施します。

### ○資料館活動の充実

- ・郷土の歴史や文化、優れた芸術作品を紹介する展示会を開催するとともに、歴史・芸術文化の調査研究を進めます。
- ・天体望遠鏡を活用した講座や観望会を開催し、天体に対する興味・関心を育みます。
- ・地域の各種施設とのネットワーク化を推進します。
- ・施設の計画的な維持補修を進めます。

## ○図書館活動の充実

- ・市民の多様な学習活動や知的欲求に応えるため、図書資料及びレンタルサービスの充実に努めます。
- ・情報技術の進展に応じたサービスの多様化を進めます。
- ・学校図書館や公民館等と連携して読書活動の活性化を図ります。
- ・読書グループや図書館ボランティアの育成を進めます。
- ・施設の計画的な維持補修を進めます。

## ○音楽文化の提供と交流

ホールの特性を活かした世界レベルの優れたコンサート、気軽に参加できるコンサート、ホールから場所を変えての出張コンサートなど様々な音楽文化を提供し、それによって派生する文化交流を促進できるよう努めます。



【坂東市総合文化ホール ベルフォーレ】



【さしま郷土館ミューズ】

### （3）体力づくりと生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり

#### （現状と課題）

・生涯にわたって、健康で明るく豊かで活力に満ちた充実した生活を送ることは多くの市民の願いであります。また、市民の一人一人が体力づくりの向上を目指しスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、日常化を図ることは、現代社会において欠かすことのできないものです。

本市は、「スポーツ健康都市」を宣言し、各種スポーツ事業やスポーツ教室・講習会等を実施しています。「坂東市スポーツ振興計画」に基づき、いつでも・どこでも・誰でも、気軽に楽しく実行できるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。

・体力づくりと生涯にわたりスポーツに親しむために、坂東市いわい将門ハーフマラソン大会をはじめ、各種スポーツ大会や講習会を開催し、気軽にできる「貯筋型 坂東市民健康体操」の普及に努めています。さらに、身近な体育施設を利用し、体力づくりができる総合型地域スポーツクラブの活用などが必要となっています。

また、高齢化社会が進むなかで、いつでも・どこでも・誰でも、気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められています。



【坂東市いわい将門ハーフマラソン大会】

・本市における生涯スポーツ参加人口は、平成29年4月現在で、体育協会加盟の23競技で約3,205人、スポーツ少年団8競技30単位団で666人（指導者を含む。）、小中学校体育連盟15競技で1,071人が登録されています。

最近の生活様式の多様化により、チーム競技型から個人競技型へと参加の形態が変化しています。競技スポーツから体力づくりのためのスポーツ・レクリエーションまで幅広い施策の取組が必要となっています。

・生涯スポーツ施設の充足度は高水準にありますが、一部の施設には経年劣化が著しく、安心してスポーツ活動ができる場所を提供するため、施設の維持や整備を積極的に進めます。

#### （目標）

・「生涯にわたりスポーツを楽しむ」を最大目標とした健康・体力づくり運動を推進していくとともに、市民の自主的運営による活動を促進するため、指導者の養成と適正な施設整備に努めます。

#### （施策）

##### ○体力づくりと生涯スポーツの振興

・茨城国体や東京オリンピックの開催、協力を通じてスポーツの素晴らしさを伝えるとともに、市民のスポーツに対する意識の高揚を図ります。

・「スポーツ振興基本計画」に基づき、いつでも・どこでも・誰もが気軽にスポーツに親しめ、体力づくりの促進と健康の保持増進を図れるよう努めます。

・体力づくりと生涯にわたりスポーツに親しむ活動を支援するために、施設利用状況、催し物や事業、指導者や団体などに関する情報提供体制を整備します。

・生涯を通じてスポーツに親しむ素地を培うためにスポーツ教室などを開設するとともに、イベントなどを通じて体力づくりへの関心を喚起します。

・スポーツ活動に関する意識調査等を実施し、現状と施策の効果を把握し、統計書を整備するとともに、今後の計画や実行に有効活用します。

##### ○スポーツ団体の育成

・市民の多様な要望を取り入れた研修会等を開催し、自立したスポーツ団体となるよう支援します。

・関係団体・グループ相互の連携による、市民が主体となった気軽に楽しめる地域スポーツクラブを支援・整備します。

- ・青少年スポーツ団体に対し、必要な活動事業への助成を行います。
- ・生涯スポーツを通じて、遊びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、協調性や創造性などを育めるような団体の育成に努めます。

#### ○スポーツ施設の整備と運営の充実

- ・目的に応じたスポーツに取り組むことができるよう、施設の機能、運動機器等の充実に努めます。
- ・市民の要望に応じた施設整備を検討するとともに、利用しやすく安全で安心な施設となるよう計画的な維持管理、改修を行います。
- ・施設それぞれの特徴を生かしたスポーツ教室や各種講習会の充実に努めます。

#### ○体力づくりと生涯スポーツの推進

- ・気軽に参加できる大会の開催と家族・地域ぐるみで幅広い世代が楽しく参加できるイベントなどの充実を図ります。
- ・子供から高齢者まで誰もが健康で充実した毎日を送れるようスポーツを推進します。



【少年野球教室】

## 第4章 安心して学べる教育環境づくりの推進

社会の変化に的確に対応し、子供たちが安心して学べる学校教育の環境を整備するとともに、熱意と愛情にあふれ、信頼される教員の育成及び魅力ある学校づくりを進めるなど、「教育のまち坂東」としての教育環境づくりを推進します。

### （1）学校の適正規模・適正配置の推進

#### （現状と課題）

・坂東市内には小学校が13校、中学校が4校あり、小学生が2,774人、中学生が1,513人（平成29年5月1日現在）在籍していますが、少子化により減少傾向にあります。

各地域の人口や交通事情等、地域によって学校の適正規模は異なりますが、今後の人口推移や地域の実情等を勘案し、適正規模、適正配置に努める必要があります。

また、障がいのある児童生徒一人一人が安心して学ぶことができるよう、必要な職員を配置するなど、支援体制の整備が求められています。

学校名	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
七重小学校	102	108	210	88	115	203	100	109	209	98	100	198	97	99	196
弓馬田小学校	67	50	117	58	59	117	60	56	116	60	61	121	62	54	116
飯島小学校	52	47	99	49	40	89	53	39	92	47	41	88	42	38	80
神大実小学校	117	118	235	120	116	236	124	117	241	127	124	251	123	120	243
岩井第一小学校	204	215	419	216	205	421	214	208	422	211	192	403	208	179	387
岩井第二小学校	284	261	545	282	260	542	276	250	526	277	253	530	274	255	529
七郷小学校	143	122	265	124	120	244	112	118	230	100	110	210	93	98	191
中川小学校	83	82	165	81	79	160	69	79	148	62	80	142	63	75	138
長須小学校	113	95	208	106	104	210	106	99	205	91	96	187	97	95	192
生子菅小学校	112	92	204	111	88	199	109	82	191	92	85	177	80	82	162
逆井山小学校	138	160	298	138	163	301	132	142	274	125	124	249	126	118	244
沓掛小学校	130	172	302	117	157	274	115	146	261	117	134	251	129	116	245
内野山小学校	21	25	46	22	23	45	17	22	39	22	23	45	26	25	51
小学校計	1,566	1,547	3,113	1,512	1,529	3,041	1,487	1,467	2,954	1,429	1,423	2,852	1,420	1,354	2,774
東中学校	96	67	163	93	74	167	77	93	170	72	82	154	72	73	145
岩井中学校	395	322	717	406	309	715	383	341	724	380	362	742	360	355	715
南中学校	144	100	244	137	104	241	134	94	228	129	96	225	116	100	216
猿島中学校	194	214	408	189	221	410	195	231	426	207	238	445	201	236	437
中学校計	829	703	1,532	825	708	1,533	789	759	1,548	788	778	1,566	749	764	1,513
合計	2,395	2,250	4,645	2,337	2,237	4,574	2,276	2,226	4,502	2,217	2,201	4,418	2,169	2,118	4,287

【各学校児童・生徒数の推移（基準日：各年5月1日）】

(目標)

・学校の適正規模については、現在の校区を基本とした上で、今後における生徒数の推移や地域の実情を考慮しながら適正となる集団規模を目標として進めています。

・学校が充実した授業ができるために必要な職員の配置を行うほか、支援が必要となる生徒に対して必要な人員を配置するなど、職員の適正配置を進めます。

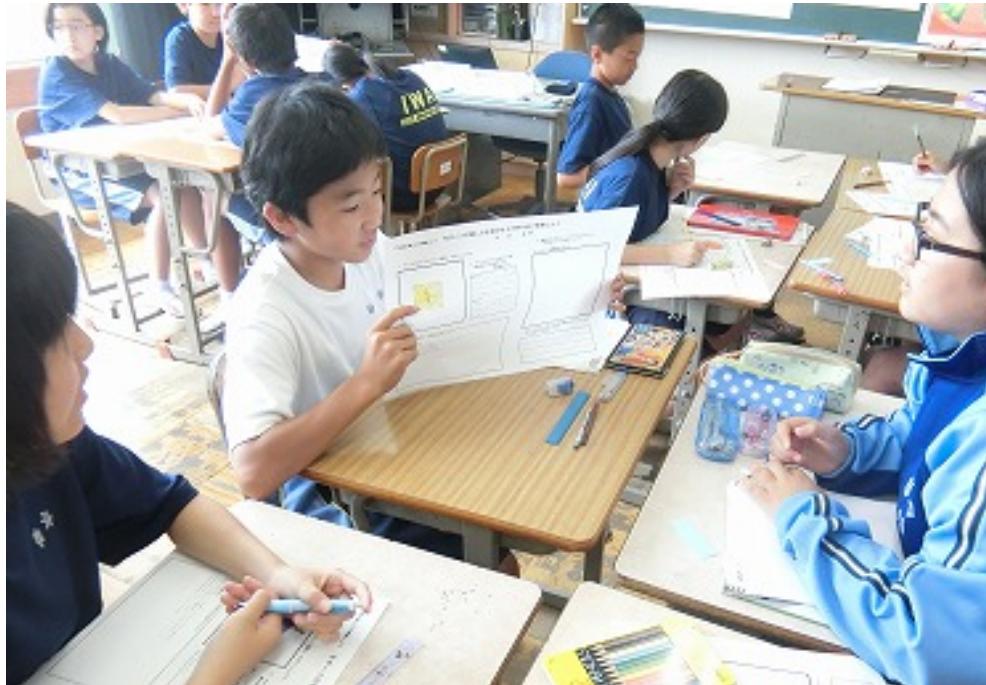
(施策)

○教員の適正配置

各学校で必要となる教員の配置を行うほか、TT講師等必要な人員の確保を行い、充実した授業の推進に努めます。

○介助補助員の配置

特別な支援を必要とする児童・生徒の一人一人の状況を踏まえ、必要な支援を行うとともに、一人一人が充実した学校生活を過ごし、自立と社会参加ができるよう介助補助員を配置し、支援体制の充実を図ります。



【グループ学習の様子】

## （2）教員の資質の向上、教員のサポート体制の充実

### （現状と課題）

・基礎的な学力の向上や特色ある教育を行う上で前提となるのが教員の指導力であり、本市における学力の底上げを図るために各教員の指導力向上に努めていく必要があります。また、教員の接し方や思いやりの心が後の児童・生徒の生涯において大きな影響を与えることから、児童生徒に対して的確な助言・指導や心のケアを行い、児童生徒の心のよりどころとなることが求められます。そのため、指導力の向上にとどまらず、人間性の部分においても資質向上に努めなければなりません。

一方で、新たな指導領域の追加や国際化・高度情報化社会時代の変化へ対応できる人材の育成など、現在の教育に求められる分野は年々増加し、それに伴い教員への負担が増加していることから、現場教員へのサポート体制の構築及び負担軽減が急務となっています。

・指導課では、教員の教職研修の中でも主に授業をより良いものにしていくことに重点を置き、研修及び学校訪問を行っています。

・教員のサポート体制としては、坂東市校長会、教頭会、教務主任会及び教育研究会等の各種団体と連携を取り、サポート体制の充実を図っています。

### （目標）

・教員の資質向上のために必要とされる研修等を企画・運営し、教員の資質向上に努めるとともに、新たな分野の教育にチャレンジできる環境づくりに努めます。

また、教員に対し今後更なる負担の増加が予想されるため、各家庭への理解を得ながら教育を行う体制づくりを推進するとともに、教員の負担を減らし、サポートする体制づくりの整備に努めます。

・国や県の考え方や方向性を確認しながら、各種関係団体と連携を密にし、更なる教員の資質向上、サポート体制の充実に努めます。

## (施策)

### ○各種研修会の実施

教育現場において必要とされる知識やスキルに対して研修を企画・実施し、教職員の資質の向上を図ります。

### ○市独自の教職員の配置（TT非常勤講師派遣）の実施

少人数加配等本来必要となるべき人数の確保にあたっては、市でTT非常勤講師を派遣し、複数名指導による充実した教育の実施を行うほか、指導する教員の負担軽減を図ります。

### ○健康管理（メンタルヘルス）体制の構築

教員が心身ともに健康であるため、メンタルヘルスを含めた健康管理を行うとともに、医師等の相談体制を構築し、必要に応じて面談を実施するなど、教員の健康面でのサポートに努めます。

### ○授業改善に向けた研修体制の確立と推進

児童生徒一人一人の可能性を伸ばす主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教員の研修体制を確立するとともに、その推進に努めます。



【教職員研修】

### (3) 特別支援教育の推進

#### (現状と課題)

- ・年に2回程度、市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校の特別支援教育担当者を対象とした研修会を実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図っています。
- ・坂東市教育支援委員会を設置し、障がいのある幼児・児童・生徒を対象に専門的な立場から就学指導を行い、適正な教育措置が図られるように努めています。
- ・適正な教育措置を図るために、各園及び学校における保護者との綿密な相談等が不可欠であり、合理的配慮の観点に基づいた指導を粘り強く行っていく必要があります。

#### (目標)

- ・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の一層の充実と障がいのある幼児・児童・生徒について、適正な教育措置が図られるよう研修及び関係機関との連携を推進していきます。

#### (施策)

##### ○研修及び適正な就学措置に向けた取組の推進

国や県の動向や地域の実態を踏まえ、研修内容を充実させるとともに、適正な就学措置に向けて園、学校及び関係機関との連携を綿密に行っていきます。

##### ○特別支援教育について

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。 平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。(文部科学省ホームページより抜粋)

#### （4）魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

##### （現状と課題）

- ・全ての小・中学校で実施する計画訪問において、学校から「魅力ある学校づくり、信頼される学校づくり」に関する取組を確認し、指導・助言を行っています。
- ・計画訪問の全体会で、「学校事故の防止」「服務規律の確保」について指導の徹底を図っています。
- ・引き続き、市校長会等との連携を図り、「学校事故の防止」「服務規律の確保」を徹底していく必要があります。

##### （目標）

- ・今後更に魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するためには、訪問指導等を通して各学校の魅力を再認識してもらうとともに、市校長会等と連携を図り「学校事故の防止」「服務規律の確保」を推進していきます。

##### （施策）

###### ○市校長会等との連携を基盤としたOJT研修の推進

市校長会等との連携を基盤としたOJT研修の充実を図ることにより、「学校事故の防止」「服務規律の確保」を推進します。



【研修の様子】

## （5）学校関係施設の整備及び充実

### （現状と課題）

- ・小・中学校の校舎・体育館耐震化については平成29年度までに完了していますが、猿島幼稚園園舎と岩井中学校部室については、耐震化工事が未実施となっています。
- ・構造体の耐震化工事を実施した建物については、吊り天井の撤去や体育器具の耐震化等を同時に実施しましたが、構造体の耐震化が不要であった建物については対策が未実施となっています。
- ・建設から相当年経過している建物については、雨漏り、設備機器や配管の破損をはじめとした老朽化に伴う機能面の不具合が発生し、対策が必要となる施設が増えてきています。

### （目標）

- ・耐震化工事については、非構造部材の耐震対策未実施施設やその他必要な箇所の確認・点検をすすめ、耐震化工事を実施します。
- ・各学校施設の老朽化に伴う計画的な改修工事のほか、必要に応じ各学校の衛生・機能的改善を目的とした工事を進めます。

### （施策）

#### ○学校施設の計画的な維持・管理及び学習環境・施設機能の向上

国が定める「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、個別施設の長寿命化計画を策定し、計画的な老朽化対策を進めます。

併せて、社会情勢や学習内容の変化に対応すべく、各校教室のエアコン設置をはじめとした学習環境の向上・学校施設の機能の向上を目指します。